

地方支分部局の長等への権限の委任の状況について

(令和8年4月1日時点)

個人情報保護 委員会から権限の 委任を受ける 事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第26条第1項、第146条第1項、 第162条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条 及び第109条、第163条並びに第164条の規定 による権限に関する事務のうち、次に掲げる事 業に係るもの)	委任の期間	事業所管大臣から 権限の委任を受ける 職員の官職	委任しようとする 事務の範囲	委任の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務 所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年 改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っ ていた民法(明治29年法律第89号)第34条の 規定により設立された法人のうち新法人への移 行登記をした前日に都道府県知事の監督に服し ていた認可特定保険業者、都道府県の区域未満 の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業 協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及 び都道府県の区域を越えない区域を地区とする 農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同 組合を除く。)	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び 暴力追放運動推進センター	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—
内閣総理大臣 (復興庁)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—

総務大臣	電気通信業、放送業及び信書便事業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	総合通信局長 沖縄総合通信事務所長	電気通信業、放送業及び信書便事業（一の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の管轄区域内の特定信書便事業に限る。）に係るもの	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	郵便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		—	—	—
法務大臣	公証業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	法務局長	公証業務に係るもの（法務局が所掌しているものに限る。）	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
			地方法務局長	公証業務に係るもの（地方法務局が所掌しているものに限る。）	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	債権管理回収業		—	—	—
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	財務局長（財務支局にあっては、財務支局長）	株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫に係るもの	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び為替取引分析業者（※） ※ 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第18項第1号に掲げる行為を業として行う者に限る。		—	—	—

厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 及び株式会社地域経済活性化支援機構	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第11号又は第12号の事業を行うものを除く。）、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林中央金庫、JAバンク支援協会、JFマリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者、農林中央金庫代理業者及び農林中央金庫電子決済等代行業者	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—
経済産業大臣	信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—	—	—

国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、 賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等（※） 並びに住宅宿泊管理業 ※ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第28条に規定する特定転貸事業者等をいい、特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）を指す。	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	地方整備局長又は北海道開発局長	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等並びに住宅宿泊管理業に係るもの（地方整備局長又は北海道開発局長が所掌しているものに限る。）	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	不動産特定共同事業及び不動産鑑定業		—	—	—